

変動金利規定

1. 借入要項に定められた借入利率は、定められた基準金利の変動に応じ、引上げまたは引下げられることに同意します。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により基準金利とした金利が廃止された場合は、それに代え、一般に相当と認められる金利を基準金利とすることに同意します。
2. 借入利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、毎年4月1日および10月1日(以下「基準日」という)に行うものとし、前回基準日における基準金利と現基準日における基準金利の差をもって、借入利率を引上げまたは引下げるものとします。
ただし、借入後最初に到来する基準日においては、借入日現在の本ローンの適用金利の基準となる銀行所定の日における基準金利との差をもって、借入利率を引上げまたは引下げるものとします。
3. 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は次のとおりとします。
 - (1) 基準日が4月1日の場合には、基準日の属する年の6月の約定返済日の翌日とし、7月の約定返済日から、新利率適用による返済が始まるものとします。
 - (2) 基準日が10月1日の場合には、基準日の属する年の12月の約定返済日の翌日とし、翌年の1月の約定返済日から、新利率適用による返済が始まるものとします。
4. 利率が変更された場合、銀行は原則として変更後第1回の約定返済日までに変更後の利率、返済額に占める元金および利息の割合等を文書により通知するものとします。
5. 毎回返済額は、借入利率の10回目(借入日が4月1日以降その年の9月30日までの間である場合は、9回目、次項前段において同じ)の見直しを行うまでは、その間に借入利率の変更があっても変更しないものとします。
この場合、毎回返済額がそのとき支払うべき利息支払額に満たない場合は、毎回返済額を超過する利息部分を次回返済日以降に支払うものとします。
6. 借入利率の10回目の見直しにより毎回返済額に変更がある場合は、新借入利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。
ただし、新返済額は、前回返済額の1.25倍を限度とします。その後、更に借入利率の見直しを10回行うまでは、その間に借入利率の変更があっても、毎回の返済額を変更しません。以後、借入利率の10回目の見直しごとに算出した新返済額(ただし、前回返済額の1.25倍を限度とする)を支払うものとします。
7. 金利変更により毎月の約定利息が所定の毎月元利返済額を超える場合、その超過額(以下「未払利息」という)の支払は繰延べるものとします。
8. 前項の未払利息が発生した場合には、翌日以降の返済額より支払うものとし、その充当順序は、未払利息、約定利息、元金の順とします。
9. 半年ごとの増額返済部分については、次回半年ごとの増額返済時より、毎月返済部分とは別個に第7項・第8項に準じ取扱うものとします。
10. 返済額の見直し基準日において、未払利息の繰延べがある場合は、銀行所定の計算方法により新返済額を算出するものとします。なお、充当順序は第8項と同一とします。
11. 最終の返済額見直し以降、金利変更にもない最終返済期限に借入金の元金、約定利息および未払利息が残る場合には、最終期限に一括して支払うものとします。
12. 前項の場合、最終返済日に一括して返済することが困難なときは、銀行の同意を得て返済方法、返済期限を変更できるものとします。この場合、最終返済日の3か月前の返済日までに銀行に書面で申し出るものとします。
13. 本件ローンについては、その借入期限前に固定金利型ローンに変更しないものとします。
14. 規定の変更を行う際は、以下のとおりとします。
 - (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上